

7 財産全部についての遺産の分割の方法を定めた遺言は、債務にも及ぶ

民法899条は、「各共同相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する。」と規定していますが、ここでいう相続分とは、遺言書により指定された相続分、それが無い場合は法定相続分のことです。

その場合、遺言書で相続分を指定しておれば、それによりますが、遺言書で相続分は指定していないが、特定の財産を「相続させる」と書いた遺言の場合（遺産の分割の方法を定めた遺言）は、それにより取得した財産の全遺産に対する割合の相続分の指定を受けたものと解されていました。

例えば、東京高裁昭和45年3月30日判決は、「被相続人が自己の所有に属する特定の財産を特定の共同相続人に取得させる旨の指示を遺言でした場合、（それは）・・・一般には遺産分割に際し特定の相続人に特定の財産を取得させるべきことを指示する遺産分割方法の指定であり、もしその特定の財産が特定の相続人の法定相続分の割合を超える場合には相続分の指定を伴う遺産分割方法を定めたものであると解するのが相当である。」と判示しているところです。

下記の判例は、全財産を「相続させる」遺言で取得した相続人は、全債務を相続するものと判示しましたが、この判例は、上記高裁判決と同じ法理によるものと思われます。

最高裁平成21年3月24日判決

相続人のうちの1人に対して財産全部を相続させる旨の遺言により相続分の全部が当該相続人に指定された場合、遺言の趣旨等から相続債務については当該相続人にすべてを相続させる意思のないことが明らかであるなどの特段の事情のない限り、当該相続人に相続債務もすべて相続させる旨の意思が表示されたものと解すべきであり、これにより、相続人間においては、当該相続人が指定相続分の割合に応じて相続債務をすべて承継することになると解するのが相当である。もっとも、上記遺言による相続債務についての相続分の指定は、相続債務の債権者（以下「相続債権者」という。）の関与なくされたものであるから、相続債権者に対してはその効力が及ばないものと解するのが相当であり、各相続人は、相続債権者から法定相続分に従った相続債務の履行を求められたときには、これに応じなければならず、指定相続分に応じて相続債務を承継したことを主張することはできないが、相続債権者の方から相続債務についての相続分の指定の効力を承認し、各相続人に対し、指定相続分に応じた相続債務の履行を請求することは妨げられないというべきである。